

現代アメリカ合衆国におけるアフーマティブ・ アクション論争 - 高等教育機関における「多様性」 の確保をめぐる -

著者	吉岡 宏祐
学位授与機関	Tohoku University
学位授与番号	国博第109号
URL	http://hdl.handle.net/10097/51114

よし おか こう ゆう
吉 岡 宏 祐

学位の種類 博士(国際文化)

学位記番号 国博 第 109 号

学位授与年月日 平成22年 3月25日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

研究科・専攻 東北大学大学院国際文化研究科(博士課程後期3年の課程)
国際地域文化論専攻

学位論文題目 現代アメリカ合衆国におけるアファーマティブ・アクション論争
—高等教育機関における「多様性」の確保をめぐる—

論文審査委員 (主査)
准教授 小原豊志 教授 竹中興慈
教授 井川眞砂
准教授 落合明子
准教授 澤入要仁
准教授 野村啓介

論文内容の要旨

1 問題の所在：醸成されるアファーマティブ・アクション廃止の機運と希求される「多様性」

筆者は、1960年代以降黒人問題を解決する一方策として合衆国が採用してきたアファーマティブ・アクション(Affirmative Action:以下「A.A.」と略記)に関心を持っている。なぜなら、A.A.は、当初は人種問題を解決する目的で導入されたのであったが、1990年代中葉を迎えると、その有効性や「逆差別」性が問題となり、多くの州で見直しが図られているからである。1995年7月にカリフォルニア大学(The University of California:以下「UC」と略記)においてA.A.が廃止されたのを皮切りに、A.A.廃止の機運は全米の各州へと拡大していった。A.A.を廃止した州としては、1996年3月に連邦第五巡回裁判所判決によってA.A.を廃止したテキサス州、同年11月に住民提案の可決によって方策を廃止したカリフォルニア州、1998年に同じく住民提案によって方策を廃止したワシントン州、2000年に州知事が発布した行政命令によって方策を廃止したフロリダ州、2006年に住民提案によって方策を廃止したミシガン州、ならびに2008年に住民提案によって

方策を廃止したネブラスカ州の六州が挙げられる。このように、各州の A.A. は、裁判所の判決・住民提案の可決・州知事による行政命令の発布といった具合にその廃止方法を異にしながら撤廃されてきたのである。その際、各州において A.A. の廃止を推進したのは、カリフォルニア州の「黒人」実業家であるウォード・コナリー (Ward Connerly) という人物であった。コナリーはこれら諸州で徹底した「カラー・ブラインド」論を唱えることによって、A.A. の廃止を画策したのである。これは、統合された合衆国社会の実現のためには、国民が「共通の基盤」のうえに存立していることを強調し、人種の違いを捨象しなくてはならないとする理論である。現代の合衆国において A.A. が後退を余儀なくされているのは、まさしくこの「カラー・ブラインド」論が台頭していることを示すものである。

しかしながら、1990年代中葉以降相次いで A.A. の廃止に踏み切った各州は、マイノリティ入学者数の減少に直面することとなった。このような A.A. 無き後の状況下にあっては、州内における人種・民族的多様性をキャンパス内に反映させるということが喫緊の課題となったのである。とりわけ、カリフォルニア・テキサス・フロリダといったように、州内に多様な人口動態を抱える諸州にとって、このことは急務であった。この問題を解決すべく、上記三州は、人種を斟酌せずに多様性を確保する手段として「パーセンテージ・プラン」(percentage plan) と呼ばれる方策を導入した。これは州内の各高校に在籍する数パーセントの成績優秀者に対して、公立高等教育機関への入学資格を付与するという方策であり、具体的には、カリフォルニア州では成績上位者 4 パーセントに対し、テキサス州では成績上位者 10 パーセントに対し、またフロリダ州では成績上位者 20 パーセントに対してそれぞれ入学資格の付与を行っている。その際、学生の人種等が直接的に斟酌されることはなく、個人の特性や能力に基づいて入学者が決定されるという点に同方策の大きな特徴がある。このように、上記三州は、それぞれのパーセンテージに基づいた方策を採用することによって、また、様々な学生支援制度の導入・拡充を通じて、A.A. 廃止後のキャンパスにおける人種的多様性の確保に乗り出したのであった。

このように、現代アメリカ合衆国においては、A.A. が廃止傾向にありながらも、高等教育機関においては多様性を確保することが希求されるという、一見矛盾するような現象が生じているのである。このような問題点に鑑みて、以下では、本研究の課題を明確にするため、A.A. の廃止過程ならびにパーセンテージ・プランの導入過程について扱っている先行研究に触れる。

2 先行研究

先ず、A.A. の廃止過程についてであるが、これまで A.A. 撤廃州に関して行われてきた先行研究では、とりわけ全米で初めて A.A. を廃止した UC や同じく初めて住民投票によって A.A. を廃止したカリフォルニア州の動向を対象としたものが多くなされてきた。これらの研究の中では、同

州の A.A. 廃止に与えた影響力の大きさに鑑み、ほとんどの研究がコナリーの存在について触れている。ただし、それはあくまで A.A. 廃止過程の中における登場人物の一人としてであって彼の言説や思想的側面が子細に分析されることはなかった。それは、コナリー以外の論争当事者に関しても同じであった。

例えば、カリフォルニア州の A.A. 廃止過程に関しては次のような研究が行われている。UC における A.A. の廃止過程を扱った齋藤博次やブライアン・プッサー (Brian Pusser) による研究、ならびに州レベルでの A.A. 廃止過程を扱ったリディア・チャヴェス (Lydia Chavez) やデーヴィッド・O・ストヴァル (David O. Stovall) による研究である。齋藤は、A.A. の理念、現実、問題点について、大学の入試制度との関わり合いから、その是非論を検証している。しかし、この是非論はあくまで全米規模の A.A. 論争に関するものであって、こと UC 理事会での A.A. 廃止論争に関する議論はさほど重要視されていない。このことは、冒頭で引用されている以下の言葉に集約されている。それは「こうしたスピーチは、実際は、議案を通すための儀式でしかなかったといっよい。というのも、26人の理事のうち18人は、ウィルソンと前任の共和党知事に任命された理事だったからである。(中略) こうした事情を考慮すれば、当日の理事会で2つの提案が可決されるのは予想された結果であった」というものである (齋藤 2002, 2)。とはいえ、共和党知事に任命された理事全員が A.A. の反対に回ったわけではない。この点に鑑みるなら理事の任命者が共和党知事であったということが、理事会における議論を分析しない際の根拠としては不十分なのである。一方、プッサーは、UC の上層部である総長や各キャンパスの学長、ならびに多くの教授陣や学生が A.A. の存続を支持した一方で、外部の利益集団が A.A. を廃止すべくいかに理事会の方策決定過程に影響を与えたのかを分析している。プッサーは理事会の審議結果を事前に予測することは不可能であったという立場から、理事会における各理事の言説を紹介している。しかし、この研究では、各理事の言説は時系列にそって配置されているのみで、それら言説がどのような思想的背景からなされているのかが検討されていない (Pusser, 2004)。

チャヴェスの研究は、カリフォルニア州における A.A. の廃止過程を政治学の観点から考察したものである。同研究は、同州における A.A. 廃止提案である住民提案209号が可決されるまでの一連の流れを広く州内外における政治的言動を中心に通史的な叙述を行っている。この研究で特筆すべき点は、住民提案209号が起草された要因をキャンパスにおける「文化戦争」の文脈で捉えていることである (Chavez, 1998)。しかし、この研究では、「文化戦争」という言葉が示唆的に使われているのみであって、「文化戦争」の思想や理念の検討がなされていない。そのため、その背景や理念が曖昧模糊としている。一方、ストヴァルは人種的不平等を暴くための理論である批判的人種理論 (Critical Race Theory) を援用することによって、住民提案209号を人種差別およびマイノリティ排除の文脈に位置付けており、人種の違いを意識しない「カラー・ブラインド」な方策を否

定的に解釈している。しかし、この研究では、コナリーをはじめとする各理事の言説の分析が全くなされていない。その理由に関して、冒頭でストヴァルは次のように述べている。「A.A. におけるコナリーの立場は重要ではあるが、彼の個人的見解は問題ではない。もし彼がそのようなことができる立場になれば、誰か他の人がそうしたであろうというのが、共通の認識である」(Stovall 2001, vii)。とはいえ、全米規模でコナリーが A.A. 廃止過程に関わったという歴史的事実に鑑みれば、第三者の存在を仮定して、コナリーの個人的見解を取り上げないのは不適切であると言えよう。

このように、これらの研究は州内外の政治的論争を背景にした A.A. の廃止過程を追跡しているのみで、A.A. が廃止された際の議論は未検討のままである。そのため、各論者がどのような思想的文脈で A.A. 是非論を論じたかが不明確なままといわざるをえない。また、これらの研究は、その考察対象を一つの州に絞って分析している点にその特徴があるが、コナリーが A.A. を廃止すべく全米規模で運動を展開したことに鑑みれば、一州に限定した分析枠では、運動のダイナミズムを捉えきれないのではないかと考えられる。

次に、「パーセンテージ・プラン」に関する研究についてであるが、この方策に関しても、これまで幾つかの研究が行われてきた。その多くは入学者数に関する統計資料を用いて同方策の効果を検証することに主眼を置いてきた。つまり、これらの研究の問題関心は、多様性を確保する上で同方策が A.A. の有効な代替策たり得るか否かという点にあったのである。例えば、「パーセンテージ・プラン」の効果を検証した研究としては、代表的なものとしてパトリア・マリン (Patricia Marin) とエドガー・リー (Edgar K. Lee) による研究、ならびにキャサリン・ホーン (Catherine L. Horn) とステラ・フローレス (Stella M. Flores) による研究が挙げられる。これらの研究は「パーセンテージ・プラン」の効果に関する検証を通じて、同方策が A.A. の代替策なり得ないという結論に至っている。確かに、このような視座は、ポスト A.A. 期の入学者選抜方式のあり方について提言する際には重要である。しかしながら、そもそもこれらの研究はその議論の前提としている「多様性」ということの意味については非自覚的だといえる。つまり、両研究は、この多様性という概念が実現されるべき所与のものとして措定するがあまり、同概念が流布される経緯や背景についてまでは考察しきれていないのである。

その一方で、「多様性」という言説が、人種や性別などといった差異を効率よく維持する「多様性の管理」(diversity management) の言説として機能していることを指摘する論考もある (Delgado 1995, 49-50; Rubio 2001, 190; 米山 2003, 24; 中條 2009, 50)。これらの研究に共通しているのは、過去の差別の是正や補償の議論ではなく、「多様性」という言説が差異の形骸化を伴いながら人口に膾炙している現状を問題視している点に特徴がある。とはいえ、これらの研究では、「多様性の管理」という言葉が僅かに言及されている程度で、この言説に関する実証的な分析はほ

とんど試みられていない。確かに、エリン・ケリーとフランク・ドビン (Erin Kelly and Frank Dobbin) の研究は、合衆国の企業がいかにして「多様性の管理」の手段として A.A. を支持するようになったのかに関して実証的な考察を行ってはいない (Kelly and Dobbin 2001, 87-117)。しかしながら、この研究が考察の対象としているのは、あくまで雇用の分野における A.A. のみで、教育の分野における A.A. についての考察は一切行われていない。したがって、本研究は、この「多様性の管理」の言説が高等教育機関においてどのように立ち現れたのかを考察するべく、「パーセンテージ・プラン」の効果やその是非に重点を置くのではなく、同方策導入の根底となった「多様性」に関する言説自体をその考察対象として扱う。

以上のことから、本稿では、各種の論争当事者が複数の州においてどのような思想的文脈から A.A. 是非論を論じたのかを検討する。その際、考察方法として、チャヴェスの研究を補完するべく「文化戦争」を形成する枠組み、およびその理念を明確にしたうえで、この「文化戦争」の文脈から各種論争当事者の言説分析を行う。また考察対象として、州内に多様な人口動態を抱えながらも、1990年代中葉以降 A.A. の廃止に踏み切ったカリフォルニア・テキサス・フロリダの三州を取り扱うこととする。それというのも、これら三州ではコナリーが A.A. 撤廃闘争を展開した際に A.A. 擁護派と廃止派がその是非を巡って鋭く対立していたことに加えて、州内における多様な人口動態からポスト A.A. 期においても多様性を確保するための議論が活発化していた経緯があったからである。したがって、本研究では、ポスト A.A. 期に人種を斟酌しない「パーセンテージ・プラン」を採用したこれら三州における A.A. 方策廃止過程に着目した上で、1) コナリーを始めとする論争当事者がどのような思想的文脈で A.A. 是非論を論じたのか、また 2) その議論の対立軸は、時間の経過とともにどのように変化していったのかを「文化戦争」の文脈から検討する。このことを通じて、A.A. が廃止傾向にありながらも、合衆国社会が高等教育機関における多様性を推進する方向へと向かっているのはどういうことを意味するのかを明らかにしたい。

以下では、上記課題に則した上で、検討の結果得られた成果について総括する。

3 各種論争当事者によるアフーマティブ・アクション是非論の思想的側面

上記三州の A.A. 廃止過程における A.A. 擁護論は、その内容から 1. 「カラー・ブラインドネス」の不在性の摘発、2. 社会・歴史的構築物である人種の戦略的本質化、3. 白人に対する歴史的優遇措置の前景化といった議論に大別することができる。第一の議論は、「カラー・ブラインド」という言説が実態にそぐわない形式的議論であることを摘発しようとしたものであった。その特徴は、合衆国社会における差別の実情を提示することによって、「カラー・ブラインド」という言辭が聞こえは良い一方で、それを希求する議論が現実を反映していない空論であることを暴こうとした点にあった。第二の議論は、現代も存続する人種主義的慣行を打破すべく、「人種」や「ジェンダー」

といった社会・歴史的に構築された属性をあえて強調することにその特質があった。そうすることの利点は、社会的弱者を弱者と規定している特性を戦略的に本質化することを通じて、政治権力の拡大の可能性を模索することにあった。第三の議論は、白人が現在有している種々の地位や権力が、様々な特権の付与とその歴史的蓄積の上に成り立っているとする議論であった。この議論は、白人が享受してきた種々の特権を前景化することによって、A.A.を正当化する際の根拠を模索する試みであった。

このような差異を議論の前提に据えた A.A. 擁護論に対して、A.A. 反対派は、1. 集团的・人種的優遇方策廃止論、2. 「逆差別」論、3. 貧困者救済策優先論を展開した。第一の議論は、A.A. が特定の人種・エスニシティ集団に有利な形で実施されていることに対する抵抗を示したものであった。これらの議論に見られる A.A. への抵抗感は、アメリカの伝統的な価値観である個人主義を反映していた。すなわち、個人は自助努力を重ねることによって、自らの人生を切り開いていくべきであるという価値観からみて、その個人の資質を問わずして特定の人種やエスニシティを集団として優遇する A.A. は人種間の対立を煽るばかりでなく、A.A. 受益者の劣等感をも増大させるというのであった。次に、第二の議論は、特定の人種・エスニシティ集団を優遇する A.A. が、同政策の非受益者にとって「逆差別」になるというものであった。この議論が形成される素地には、非マイノリティを過去の差別とは無縁で尚且つ現在の差別の「被害者」として捉える風潮があった。最後に、第三の議論は、人種・エスニシティ集団ではなく個人の経済的状況を斟酌すべきことを主張した議論であった。つまり、この議論は特定の人種・エスニシティに属するという集团的属性だけで結果の平等を保障する A.A. ではなく、個々人の経済状況を斟酌するような優遇措置の必要性を訴えたのであった。

以上のように、A.A. 擁護派と反対派はその是非を巡って対立したのであったが、その過程はまさに「文化戦争」の様相を呈していた。すなわち、第1章で検討するように、「文化戦争」の一翼を担う「ボーダーズ学派」は、ポストモダニズムの理念のもと特殊主義を前面に打ち出し、「カラー・ブラインド」の歴史的不在性の摘発、社会・歴史的構築物である人種の戦略的本質化、白人に付与されてきた歴史的優遇措置の前景化を行った。これに対して、「ポストエスニシティ学派」は、モダニズムの理念のもとアメリカの統合理論ならびに社会上昇規範として伝統的価値の重要性を説き、「行きすぎた自民族中心主義」を牽制したのであった。これら双方の議論は、特殊と普遍を巡って拮抗したのであり、この思想的攻防が各州における A.A. 是非論の根幹を規定したのであった。

このように、「文化戦争」の対立軸は人種やジェンダーといった差異によって規定されていたのであったが、その対立図式が常に二項対立的なものであったわけでは必ずしもなかった。時に両者の中間には、「多様性」擁護論という新たな軸が形成されたからである。この例としては、フロリダ州における事例が該当した。その対立軸とは以下の三極の構造から形成されていた。すなわち、

「妥協を許さない思いやり」の精神のもと徹底したカラー・ブラインドネスを唱えたコナリーが形成した右の極、「思いやりのある保守主義」の精神のもと「多様性」を実現するため一部カラー・コンシャスな方策を容認したジェブ・ブッシュ (Jeb Bush) が形成した穏健な右の極、ならびに「救済策」という観点から現状のカラー・コンシャスな方策の存続を支持した州最高裁判決や強硬な A.A. 擁護論を唱えた黒人議員が形成した左の極の三極であった。これら三つの極は基本的にそれぞれが拮抗する関係にあったのだが、時として混乱を来したのも事実であった。そのことは、当初ジェブがコナリーの掲げる A.A. 廃止の意向に賛同するも、後にそこから袂を分かった点に明らかであった。その背景には、多様性を確保するというジェブの意図があった。そしてこのことが同州における A.A. 論争の対立軸を多極化させたのであった。

では、これらの議論から形成される「文化戦争」の対立軸は時間の経過とともにどのような変遷を遂げたのであろうか。結論から言えば、それは以下のような変遷を辿った。すなわち、カリフォルニア州における「多様性」なきカラー・ブラインド論の隆盛、テキサス州における「人種中立的多様性」理論と差異に基づく「多様性」理論の台頭、フロリダ州における差異に基づく「多様性」理論の台頭、ならびにポスト A.A. 期における「多様性」理論の隆盛という変遷であった。以下では、この点について総括してみよう。

4 「多様性」なきカラー・ブラインド論の台頭から「多様性」擁護論の隆盛へ

第2章で検討するように、カリフォルニア州では「多様性」なきカラー・ブラインド論が台頭した。その背景にはコナリーの存在があった。コナリーは、国民的アイデンティティの重視、人種的範疇に対する批判、ならびにアメリカの統合といった、「共通の基盤」を墨守するために必須の理念を体得していたことに加え、共同体内部の差異を捨象する「ポストエスニック」な社会の構築を追求していた。こうしたコナリーにとって、A.A. とは、人種という概念を強化し「黒人」の劣等性を証明するばかりか、「人種的不和」をもたらし、アメリカの統合を阻むものであったため、とうてい容認できない方策であった。また、大きな政府に対して否定的なリバタリアニズム思想を体現していたコナリーは、「個人の権利」や「生得権としての自由」を政府の干渉から擁護するため人種分類そのものに対して異議を唱えたのであった。このように人種概念に対する懐疑心から A.A. に対して批判的立場を貫くコナリーは多様性を確保することに対しても否定的であった。なぜなら、コナリーにとって「『多様性』というまさにその概念こそが、本当に統合された社会を希求する強い願望を無意識のうちに掻き乱している」からであった。果たして、カリフォルニア州における A.A. の廃止過程では、このように「多様性」ですら認めない徹底したカラー・ブラインド理論を展開したコナリーの議論が趨勢を喫し、A.A. 擁護論は劣性を余議なくされたのであった。

ところで、この「カラー・ブラインド」理論が現出したのは何もカリフォルニア州に限ったこと

ではなかった。UCにおいてA.A.が廃止された翌1996年3月には、テキサス大学法科大学院におけるA.A.の合憲性を巡って争われた裁判所判決においても同理論は表出した。とはいえ、テキサス州における「カラー・ブラインド」理論は、人種等といった差異は斟酌しないながらも「多様性」は容認したものであった。その後、同州で争点となったのは、「人種中立的多様性」もしくは差異に基づく多様性のどちらを支持するかということであった。この点は、「多様性」ですらも容認しない徹底したカラー・ブラインド論が台頭したカリフォルニア州におけるA.A.の廃止過程とは一線を画するものであった。

第3章で検討するように、第五巡回裁判所はパウエル判事が唱えた多様性理論を否定するに至った。しかしながら、同裁判所は「個人的人生観がもたらす多様性」、すなわち「人種中立的多様性」については、これを容認したのであった。これに対して、合衆国司法省による裁判所の友は、先の裁判所判決が人種ではなく経済的・社会的背景といった非人種的要因であれば斟酌が可能であると示唆した点を痛烈に批判した上で、差異に基づく多様性を支持したのであった。このような「多様性」を巡る攻防に決着を付けたのは、州法務長官モラレスであった。モラレスは、人種・民族的差異が経済的利益に資するという観点から多様性擁護論を展開したのであった。とはいえ、モラレスのこの多様性擁護論には注意が必要であった。それというのも、この多様性とは、「勤勉」、「自己犠牲」、「責任」、「忍耐」といった社会上昇規範を重視することによって実現されるべき類のものであり、なおかつ「同化」という言葉が使われていたことから明らかなように、人種・民族的差異はアメリカ主流社会の前に捨象されてしかるべき属性として捉えられていたからであった。いずれにせよ、このような差異の捨象と形骸化とを前提とした「人種中立的多様性」がホップウッド判決後の教育分野において台頭したのであった。

このように、テキサス州におけるA.A.の存廃論は「人種中立的多様性」と差異に基づく多様性といった二つの多様性擁護論で彩られていた。このような多様性擁護論の前に徹底したカラー・ブラインド論は頓挫したのであったが、これと同じことはフロリダ州においても見られた。ただし、フロリダ州では差異に基づく多様性擁護論が趨勢を喫した点で、テキサス州とは異なる結果がもたらされたのであった。

第4章で検討するように、フロリダ州におけるA.A.の廃止過程は非常に錯綜したものであった。コナリーとジェブの双方がそれぞれA.A.廃止発案を提起したからであった。この背景には、両者の戦略的ならびに政治的考え方の差異があった。コナリーは、「妥協を許さない思いやり」という精神の下、人種に基づく方策の完全廃止を標榜したのに対して、ジェブは「思いやりのある保守主義」という精神の下、人種を斟酌することを一部容認する姿勢を取ったのであった。このような相違は、両者の政治的立場の違いに起因していた。つまり、コナリーは強硬なA.A.廃止論者として同方策に一貫して異議を申し立てることを厭わなかったのに対して、ジェブは政治家として黒人票

の確保や大統領選出馬を控える兄への配慮から、人種に基づく方策の廃止と存続との間に折衷策を見出す必要があったのである。加えてより重要な点として、ジェブには州内の人種的多様性を確保するという意図があった。それは、ジェブが「多様性」の「獲得」や「差異」の「祝福」といった文言を用いて、「多様性」を擁護した点にも明らかであった。とはいえ、ここでジェブが言及した「多様性」とは、「差異」が「強調」されることに関しては否定的な、あくまでも度を越さない程度に管理された多様性であったのも事実であった。しかしながら、コナリーが「多様性」という概念全般に対して否定的であったことに鑑みれば、ジェブによる多様性擁護論は、両者の対立軸を浮き彫りにしたのであった。最終的に、フロリダ州ではジェブが主張した差異に基づく「多様性」擁護論が隆盛を極めることとなった。このことが意味したのは、徹底したカラー・ブラインドネス理論と強硬な A.A. 擁護論双方の後退を背景とした多様性理論の台頭であった。そして、この多様性理論は「パーセンテージ・プラン」として結実していくのであった。

第5章では、テキサス・フロリダ・カリフォルニア各州が A.A. 廃止後に導入した「パーセンテージ・プラン」ならびに各種学生支援制度の実態を検討した。その際、テキサス州のように、入学志願者に対して志望校を確約する方策を採用している州や、フロリダ州のように、志望校こそ確約はしていないものの、代わりに各種の学生支援制度が人種に基づいて行われている州など、州によって、方策の実態は様々であった。これは、先に見たように A.A. 廃止方法が州によって異なっていたことに起因していた。しかしながら、このような多様な方策実態にも拘らず、各州ならびに各キャンパスには共通の認識があった。それは、A.A. が廃止されても尚、むしろ廃止されたからこそ、大学内における人種的多様性を保つという認識であった。この多様性が推進される際の根拠は一枚岩ではなく、そこには幾つかの利点があった。その一つが、「学習にとっての利点」であった。これは、大学における人種・民族的多様性は全学生にとっての教育的環境を高める結果、これらの学生には思考過程への積極的関与・自発性の発達・知的学問的技能の増加が見られるという利点であった。しかし、これとは別に、経済界が掲げる多様性に関する利点もあった。それは、企業が内部に多様な人材を抱えることが競争力の強化につながるという経済的利点であった。この利点は、「コーポレート多文化主義」の概念と親和性を持っていた。すなわち、グローバル化が進展する社会において、新たな市場の開拓のため、また、企業の「販売戦略」の一つとして差異への要請が高まり、その要望に応えるかたちで高等教育機関が多様な学生を社会に送り出すということが求められたのであった。このように多様性理論とは教育的利点と経済的利点とが表裏一体となった概念であり、この多様性を確保することが各州の大学における方策導入の契機となったのであった。

以上の対立軸の変遷から分かることは、徹底したカラー・ブラインド理論が徐々にその影響力を失っていった反面、「多様性」を擁護する議論が徐々にその影響力を拡大し、最終的に A.A. を廃止した三州における議論を席捲したということである。これは、敷衍していえば、「多から一へ」

といった差異の捨象を前提とした同化・吸収理論が、「一の中の多」といった差異の同時性や共存を前提とした理論へと転換していく過程でもあった。とはいえ、本論で検討した A.A. 論争の文脈に話を戻すならば、「多」の意義を巡っては若干の相違が見られたのも事実であった。すなわち、教育的質の向上という観点から多様性の意義を強調した大学側と「販売戦略」の観点から多様性の意義を訴えた企業側との相違である。仮に前者が優先された場合、大学における教育の独立性や自主性は担保されるが、後者が優先された場合、教育的理念が経済的理念に回収され、延いては過去の差別に対する是正や補償といった A.A. 容認の根拠が形骸化する可能性も払拭できない。一部の論客が、多様性ではなく「補償」を擁護する議論を展開し、また多様性言説の形骸化を指摘した所以がここにある。そこでは、どのように多様性を確保するかではなく、そもそも何のためにそれを確保しようとするのか、すなわち、教育的質の向上のためか、企業の「販売戦略」のためか、もしくは過去の差別に対する是正や補償のためかということについて意識的になることが求められているのである。

以上のように、本論では各州における A.A. 是非論の思想的潮流を「文化戦争」の枠組みから論じてきた。その結果、明らかとなったのは以下の点である。すなわち、A.A. 是非論の対立軸は人種やジェンダーといった差異によって規定され、「多様性」擁護論の顕在化いかんによっては二項対立的枠組み、もしくは三項対立的枠組みを形成するという点であった。また、各州における A.A. の廃止過程においては、当初「多様性」ですらも認めない徹底したカラー・ブラインド理論が台頭するも、時間の経過とともにその影響力は徐々に後退し、最終的に「多様性」擁護論が隆盛を極めたという点であった。この「多様性」擁護論は、教育的質の向上や過去の差別に対する補償といった人道的側面を有する一方、グローバル化経済のもと人種的に多様な人材を確保することが企業の利益になるとする経済的利益をも内包していた点で新自由主義の理念と深い関係を有するものであった。そして、この点に、A.A. が廃止傾向にありながらも、高等教育機関において多様性が希求された遠因があったのである。

Chavez, L. (1998) . *The color bind: California's battle to end affirmative action*. Berkeley: University of California Press.

Horn, C. L. and Flores, S. M. (2003) . *Percent plans in college admissions: A comparative analysis of three states' experiences*. Cambridge, MA: The Civil Rights Project at Harvard University.

Kelly, E., and Dobbin, F. (2001) . How affirmative action became diversity management: Employer response to antidiscrimination law, 1961-1996. In J. D. Skrentny (Ed.) , *Color lines: Affirmative action, immigration, and civil rights options for America*, (pp. 87-117) . Chicago: Univer-

sity of Chicago Press.

Marin, P., and Lee, E. K. (2003) . Appearance and reality in the sunshine state: The talented 20 program in Florida. Cambridge, MA: The Civil Rights Project at Harvard University, 2003.

Pusser, B. (2004) . *Burning down the house: Politics, governance, and affirmative action at the University of California*. Albany: State University of New York Press.

Stovall, D. O. (2001) . Possessive investment: California, 209 and the reconstruction of racist educational policy. (Doctoral dissertation, University of Illinois Urbana, 2001) .

論文審査結果の要旨

今日の合衆国においては1960年代に黒人問題を解決する方策として導入され、かつ人種的多様性を確保する手段として維持されてきたアファーマティブ・アクション（以下、A.A. と表記）が廃止傾向にある一方で、労働や教育の現場で人種的多様性を実現することが強く要請されてもいる。本博士論文はこうした一見矛盾する現象の背後にある要因を解明すべく、高等教育機関におけるA.A. の存廃論争を多様性確保論の観点から分析したものである。

第一章では「文化戦争」の枠組みを用いてA.A. 論争の基本的対立軸が明らかにされたのち、第二章から第四章までにおいては1990年代後半のカリフォルニア、テキサス、フロリダの各州におけるA.A. 論争が詳細に分析された。第五章ではA.A. 廃止後の新たな入学者選抜方式の実態とその導入の際に喧伝された多様性確保論の分析がおこなわれた。これらの考察の結果、A.A. の廃止は、人種的多様性の確保を主張する「カラーコンシャス論」に対し、「人種」の差異を否定し共通の基盤のもとに合衆国が統合されるべきとする「カラーブラインド論」が優勢になったためであることが明らかになった。それにもかかわらず、A.A. 廃止後も人種的多様性の確保が図られている点について本論文は論争の過程で立ち現われてきた「カラーブラインドな多様性」確保論の影響を指摘している。ただし、そのような形で実現される多様性とは「管理された多様性」であり、A.A. が本来目指した多様性とは異なるものであることを明らかにして本論文は論を閉じている。

本論文は膨大な一次資料を駆使し、現在もなお継続中のA.A. 論争の対立構図を明らかにした刺激的な論文といえる。ここで示された新たな知見としては、A.A. の廃止とは「カラーコンシャスな多様性」の確保から「カラーブラインドな多様性」の確保への転換を意味すること、そしてそこにおいては多様性を企業戦略として利用せんとする資本の論理が強力に作用していたことを明らかにした点が挙げられる。

論述においては説明不足な箇所や技術的なミスが若干見受けられたが、綿密な資料分析にもとづき現下の多様性確保論の欺瞞性を喝破した執筆者の洞察力は高く評価されるべきである。

以上から、本論文は博士論文として必要な水準に達していると同時に、執筆者が自立して研究を行うに足る高度の研究能力と学識を有していることを示すものである。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。